

平成19年4月25日

意見陳述書

〒511-0901

桑名市筒尾3丁目14-11

原告 小川満美

平成15年8月19日、三重県桑名市にある三重県のゴミ処理施設において爆発事故がありました。私は、桑名市議会議員だったこともあり、県が設置した爆発事故にかかるRDF貯蔵層事故調査特別委員会(平成16年1月27日開催)と県議会健康福祉環境森林常任委員会(平成17年11月4日開催)の会議の録音テープを情報公開請求したことがあります。二度とも開示されていたので、今回、福井県で会議録のテープ等の電磁的記録が情報公開されなかったことに、大変驚きました。同じような情報公開条例のはずなのに、運用面でこれほど大きな差があることには納得がいきません。それどころか、恣意的な運用がまかり通って、市民の「知る権利」が損なわれることは許せません。

そこで、他の自治体の状況を確認するために、インターネットで簡単に情報公開請求ができるところなど5府県を選びました。三重県、秋田県、岩手県、宮城県、大阪府です。請求者は府県民に限らず、だれでも情報公開請求できます。

請求方法は、各自治体の公式ホームページから情報公開のページを開き、そのまま電子メールを送るか、あるいは、情報公開請求書をホームページからダウンロードして、FAXを送るだけで済みました。対象文書は、この訴訟と同様に、『男女共同参画審議会』の直近の会議の内容をとどめたところのいわゆる『電磁的な記録』及びその『電磁的記録』から作成された『会議録』等と特定して請求してみました。時期は、今年の2月から3月にかけて、です。

結果は、「電磁的記録」は5府県とも開示されました。

「電磁的記録」から作成された「会議録」については、4府県は開示されました。ただ、三重県だけが平成19年1月31日に審議会を開催したばかりで、2月9日の請求時点では、「議事録作成途中」ということで「不存在」扱いでした。この三重県も現在は、会議録の概要が公式ホームページ上に公開されています。つまり、会議録の作成が完了する前でも音声データは開示したということです。

なお、請求後、5府県とも担当者から内容確認の電話がありました。

宮城県の担当者からは、「ホームページ上に議事録を公開しているのに、何故必要なのですか。まったく同じものですよ」と不審がられてしまいました。私は、「会議の録音テープなどの電磁的記録が情報公開請求できない県があったので調査をしています」と説明し、理解してもらいました。

他は、内容確認だけで、すぐに手続きしてくれました。

今回、複数の自治体に、同じ文書を請求してみて、議事録は情報公開の対象になるのは当然で、ホームページ上でも公開されていました。さらに、議事録確定前でも会議の様態を実際に記録した録音テープや電磁的な録音記録も情報公開の対象になることがよく分かりました。私自身の経験と直感に安心しました。

この調査を試みて感じたことは、福井県の情報公開条例の運用がいかに恣意的であるかと同時に、いかに条例の解釈を誤っているか、そして、福井県庁には非公開体質があふれているということです。

私は、福井県庁の常識は全国の非常識、と申し上げたい。

以上